

野田市農産物直売所の管理に関する変更協定書

野田市（以下「甲」という。）と農事組合法人ゆめあぐり野田（以下「乙」という。）とは、平成30年2月20日付けで締結した野田市農産物直売所の管理に関する基本協定書第52条（協定の変更）に基づき、野田市農産物直売所指定管理仕様書及び個別仕様書内の機械警備業務仕様書を次のとおり変更する協定を締結する。

なお、本変更協定書は、平成30年9月1日から施行する。

変更後	変更前
<p>【野田市農産物直売所指定管理仕様書】</p> <p>4 管理の基準</p> <p>(1) 開所時間</p> <p>午前9時30分から午後<u>5</u>時30分まで。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>ただし、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>※管理時間は午前8時から午後<u>6</u>時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>【個別仕様書内 機械警備業務仕様書】</p> <p>5 警備基準時間</p> <p>開所日 午後<u>6</u>時から翌午前8時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>【野田市農産物直売所指定管理仕様書】</p> <p>4 管理の基準</p> <p>(1) 開所時間</p> <p>午前9時30分から午後<u>6</u>時30分まで。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1 1月から2月までについては午後5時30分までとする。)</u></p> <p>ただし、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更することができる。</p> <p>※管理時間は午前8時から午後<u>7</u>時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1 1月から2月までについては午前8時から午後6時までとする。)</u></p> <p>【個別仕様書内 機械警備業務仕様書】</p> <p>5 警備基準時間</p> <p>開所日 午後<u>7</u>時から翌午前8時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1 1月から2月までは、午後6時から翌午前8時までとする。)</u></p>

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 8月31日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 千葉県野田市船形280番地の1
農事組合法人ゆめあぐり野田
代表理事 藤井 愛子